

神奈川県土砂の適正処理に関する条例

# 届出・申請の手引

(土砂の搬出編)

平成24年10月

神奈川県県土整備局事業管理部

建設リサイクル課

改定	平成28年3月22日
改定	平成29年1月1日
改定	平成29年4月1日

## (目 次)

○ 事前相談について	1
○ 書類の提出部数について	1
○ 土砂の搬出 手続の流れ	2
○ 届出が必要なケース一覧	3
1 建設工事に伴って発生する土砂を建設工事の区域から500m <sup>3</sup> 以上搬出する	4
処理計画書（第1号様式）記載例	6
2 スtockヤードの土砂を月間500m <sup>3</sup> 以上搬出する	8
処理計画書（第1号様式）記載例	10
3 処理計画に定めた事項を変更する	14
処理計画変更届（第3号様式）記載例	15
4 会社の代表者や所在地等を変更した	
建設工事の名称を変更した	16
処理計画変更届（第3号様式）記載例	17
5 当初計画を変更して500m <sup>3</sup> 以上の土砂を搬出する	18
処理計画補完書（第4号様式）記載例	19
6 処理計画補完書で届出た内容の変更	21
7 土砂の搬出を完了（又は廃止）した	
搬出する土砂の数量が500m <sup>3</sup> 未満になった	22
処理結果報告書（第5号様式）記載例	23
処理廃止報告書（第5号様式）記載例	24
(参考) 汚染土壌に関する注意事項	25
(参考) 汚染土壌の取扱いについてチラシ	31
(参考) 関係法令遵守啓発チラシ	33
○ 問い合わせ及び書類提出先	35

## ○ 事前相談について

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」には、事前相談に関する規定はありません。

しかし、手続に関わる諸事項を事前にご確認いただくことは、円滑な許認可手続につながります。

従って、土砂の搬出を行う皆様には、各土木・治水事務所(センター)において事前相談を行っていただくよう、お願いします。

### → 相談窓口 (P33 参照)

各土木・治水事務所 (センター) 許認可指導課許認可 (許認可指導) の窓口 (川崎治水センターは、管理課許認可指導の窓口)

#### (確認させていただく事項)

- 1 届出の要・不要
- 2 提出書類の詳細
- 3 疑義のある点、不明な点
- 4 その他

---

## ○ 書類の提出部数について

届出書及び添付書類は、**正本1通、副本1通の計2通を作成**して提出してください。

副本については、正本をコピーして作成してください。申請受付後に受付印を押してお返しします。

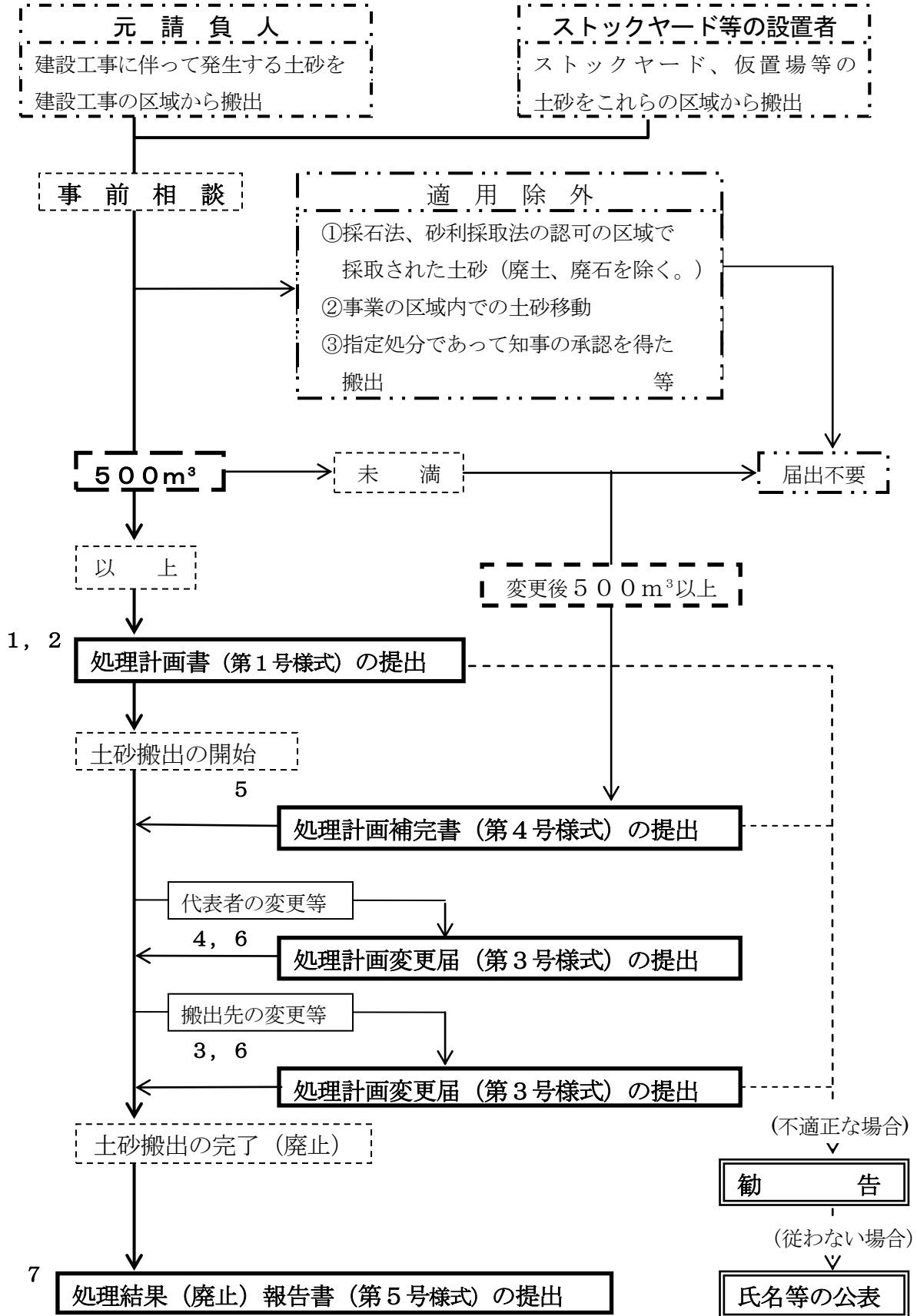
#### [関係法令の遵守・手続の履行等について]

※ 土砂の搬出を行うには、土砂条例以外にも、農地・森林・文化財・開発・建築などに関する様々な法令(関係法令)の規制が関係する場合があります。

関係法令においては、その遵守はもとより、許可・届出等の所要の手続を要するものがあり、これらの遵守・手続の履行等がない場合、関係法令による是正措置・罰則の適用を受けるのみならず、土砂条例による処理計画の見直し・変更等が必要となることとなりますので、十分ご留意ください。

※ 関係法令違反等の支障を避けるため、P32 のチェックリストを参考に、関係する「関係法令」について不足なく処理計画書の「その他参考となる事項」欄に記載し、適正に遵守・手続の履行等実施しましょう。

# 土砂の搬出 手続の流れ



※ 届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合には、罰則が適用されます。

## ○届出が必要なケース一覧

	区 分	提出日	様 式	参 照
1	建設工事に伴って発生する土砂を建設工事の区域から500m <sup>3</sup> 以上搬出する。	土砂の搬出を開始する日から起算して20日前まで	処理計画書 (第1号様式)	P 4
2	ストックヤードの土砂を月間500m <sup>3</sup> 以上搬出する。	前月の20日まで	処理計画書 (第1号様式)	P 8
3	処理計画に定めた事項を変更する(4を除く。)	土砂の搬出をしようとする前日まで	処理計画変更届 (第3号様式)	P 1 4
4	会社の代表者や所在地を変更した。  建設工事の名称を変更した。	変更したときは速やかに	処理計画変更届 (第3号様式)	P 1 6
5	当初計画を変更して500m <sup>3</sup> 以上の土砂を搬出する。	500m <sup>3</sup> 以上の土砂を搬出する日の前日まで	処理計画補完書 (第4号様式)	P 1 8
6	処理計画補完書で届出た内容の変更	土砂の搬出をしようとする前日まで	処理計画変更届 (第3号様式)	P 2 1
7	土砂の搬出を完了(又は廃止)した。  搬出する土砂の量が500m <sup>3</sup> 未満になった。	完了(廃止)した日から起算して20日以内	処理結果(廃止)報告書 (第5号様式)	P 2 2

1 建設工事に伴って発生する土砂を建設  
工事の区域から500m<sup>3</sup>以上搬出する。

建設工事の元請負人は 処理計画 を作成して、  
知事に届け出なければなりません (条例第4条第1項)。

◎ 当該届出は、処理計画書 (第1号様式) により行います。

いつまで?

当該土砂の搬出を開始する日から起算して 20日前まで

処理計画書には、次の図書を添付してください。

- (1) 建設工事の位置及び区域を示す図面
- (2) 搬出先の位置及び区域を示す図面

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| ・位置図 | 25,000分の1以上                   |
| ・区域図 | 縮尺の指定はありません。<br>(明細地図等で結構です。) |

- (3) その他知事が必要と認める図書

搬出先に応じて、搬入承諾書の写し、法令等の許可書の写し、  
などを添付していただくこととなりますので、窓口でご相談ください。

処理計画書は、建設工事の区域ごとに、元請負人が作成してください。

//

(元請負人が請け負った契約ごとに作成してください。)

一定地域の水道管の補修工事を年間通して契約するなど、同一契約であっても異なる場所で工事を実施する場合等は、別々の建設工事となる場合がありますので、詳しくは窓口にご相談ください。

※ 次に掲げる土砂の搬出は、**処理計画書の提出は不要**です。

- 1 採石法、砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂の搬出  
(廃土、廃石を除く)
  - 2 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出 (国査定事業は別)
  - 3 土地の造成その他の事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出
  - 4 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事における土砂の搬出であつて、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めるもの (※)
- 土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年神奈川県条例第 35 号)の規制の対象となる汚染土壌(要措置区域又は要届出区域に指定され、汚染土壌の搬出について届出等の規制がかかるもの)の搬出であつて、同法及び同条例に定められた手続が行われているものについても処理計画書の提出は不要です。

(※) いわゆる「指定処分」とされている工事について、そのまま元請負人による処理計画書の提出を不要とするものではありません。本項の手続及び当該土砂の搬出が本項に該当するかについては、各土木・治水事務所にお問い合わせください。

# 処 理 計 画 書

〇〇年10月 5日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿  
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇



神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		<b>(仮称) 神奈川マンション新築工事</b>	
建設工事の内容	種 別	公共土木工事 公共建築工事 民間土木工事	<b>民間建築工事</b>
	概 要	<b>RC造地上5階地下1階 1棟 建築面積 800㎡</b>	
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		<b>〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)</b>	
搬出する土砂の数量		<b>2,500 m<sup>3</sup></b>	
土砂を搬出する期間		<b>〇〇年11月1日 ~ 〇〇年12月5日</b>	
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域	<b>〇〇町〇〇〇150番 (別添位置・区域図参照)</b>	<b>(2箇所目の搬出先)</b>
	土砂埋立を行う者の氏名又は住所	氏名又は名称	<b>有限会社〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇</b>
		住所又は所在地	<b>〇〇市〇〇100番地1号</b>
		連絡先	<b>電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</b>
	搬出先区域が土砂埋立を行うに等しい等の許可を要する場合	法令等の名称	<b>土地区画整理法</b>
許可等の時期		<b>〇〇年 〇〇月 〇〇日</b>	<b>年 月 日</b>
許可等の番号		<b>△△ 第 〇〇 号</b>	<b>第 号</b>



(裏)

搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		(3箇所目の搬出先)	(4箇所目の搬出先)
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称		↓ (※5箇所目以降は別紙に記載)
		住所又は事務所在地		
		連絡先		
	搬出先が土砂埋立を行う区域に法令等に基づいて許可を要する場合	法令等の名称		
		許可等の時期	年 月 日	年 月 日
許可等の番号		第 号	第 号	
その他参考となる事項		当工事のみの専用ストックヤード ○○市○○町××番地 設置期間 ○○年10月27日~○○年12月4日 設置に際し受けている許可 ○○市土砂埋立等規制条例 許可番号 ○○第□□号		
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 ○○○○-○○-○○○○ (内線) ○○○			

- 備考 1 搬出先が5箇所以上の場合は、別紙に続けて記載してください。
- 2 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
- 3 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

2 ストックヤードの土砂を月間500m<sup>3</sup>  
以上搬出する。

ストックヤードの設置者は 処理計画 を作成し、知事に届け出なければなりません(条例第4条第2項)。

◎ 当該届出は、処理計画書(第1号様式) により行います。

いつまで?

当該処理計画に係る月の前月の20日まで

処理計画書の添付図書

※ P4を参照してください。

当該土砂埋立区域ごとに月の初日から末日までの間に係る処理計画を定めます。

(例) 11月1日から3月20日までの土砂搬出期間の場合

10月20日までに11月(初日から末日まで)分の  
11月20日までに12月(初日から末日まで)分の  
12月20日までに1月(初日から末日まで)分の  
1月20日までに2月(初日から末日まで)分の  
2月20日までに3月(初日から末日まで)分の

処理計画を定め  
それぞれ提出します。

(月の初日から末日までの搬出土量が500m<sup>3</sup>未満の月分は提出の必要はありません。)

次に掲げる土砂の搬出は、**処理計画書の提出は不要**です。

- 1 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂埋立行為の当該土砂埋立区域からの土砂の搬出
- 2 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出（国査定事業は別）
- 3 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の搬出
- 4 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の搬出
- 5 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出

（注）建設工事から搬出する土砂をストックする場合には、条例第4条第1項と同条第2項の両方の届出が必要になりますが、一つの建設工事から搬出する土砂のみをストックする場合で、当該建設工事の処理計画に搬出先、仮置場の位置、期間が記載されている場合は、2の届出を省略できます。

◎ 2, 000㎡以上のストックヤード、土砂の仮置場等については、この条例に基づく許可が必要な場合があります。

なお、1, 000㎡以上のストックヤードや土砂の仮置場等は、大気汚染防止法に基づく届出が必要となる場合があります。

また、市町村によっては、500㎡から許可が必要となる場合がありますので、各地域県政総合センター又は市町村へお問い合わせください。

# 処 理 計 画 書

〇〇年10月 5日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿  
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇



神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の 内 容	種 別	公共土木工事	公共建築工事	
	概 要	民間土木工事	民間建築工事	
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇町〇〇350番地（別添位置・区域図参照）		
搬出する土砂の数量		2,500	m <sup>3</sup>	
土砂を搬出する期間		〇〇年11月 1日 ~ 〇〇年12月 5日		
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域	〇〇町〇〇〇150番 （別添位置・区域図参照）	（2箇所目の搬出先）	
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称	有限会社 〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇	
		住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇100番地1号	
		連絡先	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	搬出先区域が土砂埋立を行うに法令等による許可を要する場合	法令等の名称	土地区画整理法	
許可等の時期		〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日	
許可等の番号		△△ 第 〇〇 号	第 号	

(裏)

搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		(3箇所目の搬出先)	(4箇所目の搬出先)
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称		↓ (※5箇所目以降は別紙に記載)
		住所又は所在地		
		連絡先		
	搬出先が土砂埋立区域に於いて法令等による許可を要する場合	法令等の名称		
		許可等の時期	年 月 日	年 月 日
許可等の番号		第 号	第 号	
その他参考となる事項		<p>(※建設工事から搬出する土砂をストックする場合には、1と2の両方の届出が必要となりますが、一つの建設工事から搬出する土砂のみをストックする場合で、当該工事の処理計画に搬出先、仮置場の位置、設置期間、設置に関して受けている許可等が記載されている場合には、この届出を省略できます。)</p>		
連絡先	<p>工 事 部 土 木 課 係</p> <p>電話番号 ○○○○—○○—○○○○ (内線) ○○○</p>			

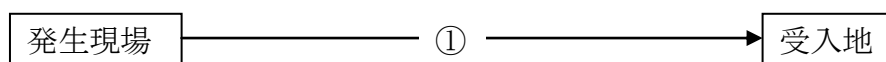
- 備考
- 搬出先が5箇所以上の場合は、別紙に続けて記載してください。
  - 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
  - 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

## 仮置場（ストックヤード）を経由して土砂を搬出する場合の処理計画届出の取扱いについて

原則として、発生現場→仮置場、仮置場→受入地について届出が必要です。但し、受入地を搬出先とする一つの処理計画書で足りる場合もあります。

### 基本的なパターン

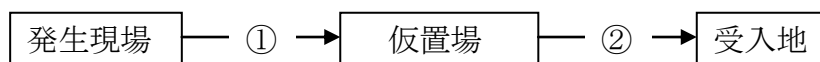
- 元請負人が発生現場から受入地へ土砂を搬出する。



- ・ 元請負人は、①の搬出について処理計画書に記載して届け出る。

### 【事例1】

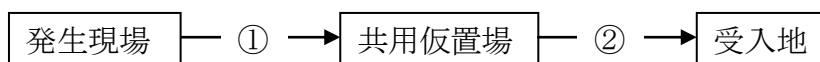
- 元請負人は仮置場への土砂を搬出し、仮置場の設置者が受入地へ土砂を搬出する場合



- ・ 元請負人は、①の搬出について個別に処理計画書を作成して届け出る。
- ・ ②の搬出については、仮置場の設置者が処理計画を作成して届け出る。
- ・ 発生現場への埋め戻しの場合も同様に、発生現場からの搬出については元請負人が、仮置場からの搬出については仮置場の設置者が処理計画書を作成して届け出る。

### 【事例2】

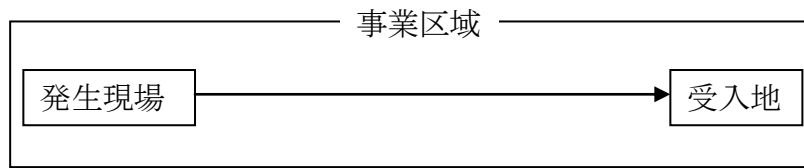
- 元請負人が発生現場から他の発生現場との共用の土砂仮置場を経由して土砂を搬出する場合



- ・ 共用仮置場を経由する場合は、①、②の搬出について個別に処理計画書を作成して届け出る。
- ・ 発生現場への埋め戻しの場合も同様に、発生現場からの搬出と仮置場からの搬出について個別に処理計画書を作成して届け出る。

### 【事例3】

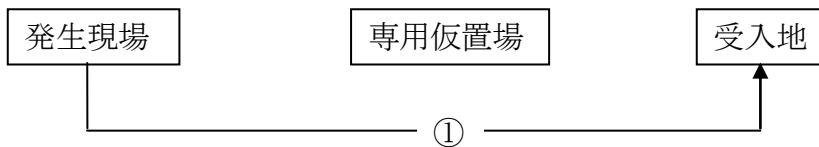
- 発生現場と受入地が同一事業区域内にある場合



- ・ 処理計画書の提出は、不要

### 【事例4】

- 元請負人が発生現場の土砂専用仮置場を経由して、受入地へ土砂を搬出する場合



- ・ 元請負人は、①の搬出について処理計画書に記載して届け出る。
- ・ 仮置場については、処理計画書の「その他参考となる事項」の欄に住所を記載する。

### 【事例5】

- 元請負人が発生現場の土砂専用仮置場を利用して、発生現場へ土砂を埋め戻す場合



- ・ 元請負人は、①の搬出について処理計画書に記載して届け出る。
- ・ 「搬出先に係る事項」の欄には、発生現場の住所等を記載する。
- ・ 仮置場については、処理計画書の「その他参考となる事項」の欄に住所を記載する。

### 3 処理計画に定めた事項を変更する。

処理計画書により土砂の搬出の届出をした者が、

- 1 建設工事（又はストックヤード）の位置及び区域を変更する。
- 2 搬出する土砂の数量が20%を超えて増減する。
- 3 土砂を搬出する期間が3月を超えて延びる。
- 4 土砂の搬出先の位置及び区域を追加・変更する。

等の場合には、知事に届け出なければなりません（条例第5条第1項）。

◎ 当該届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行います。

いつまで？

届出に係る土砂の搬出をしようとする日の

前日まで



## 処 理 計 画 変 更 届

〇〇年11月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿  
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
 住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号  
 氏 名 〇〇建設株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇 印

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第1項（第2項、第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	(仮称) 神奈川マンション新築工事		
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇市〇〇3丁目20番1号（別添位置・区域図参照）		
処理計画書届出年月日	〇〇年10月5日	受理番号	〇〇土木第〇〇号
変更内容	変更前	土砂の搬出先 1 〇〇町〇〇〇150番地 (行う者) 有限会社 〇〇工業	
	変更後	土砂の搬出先 1 〇〇町〇〇〇150番地 有限会社 〇〇工業 1 2 △△町〇〇80番地(追加) 株式会社 △△興業 〇〇市〇〇2丁目30番 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 砂利採取法 □□第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日	
変更理由	期間受入数量の制限により、当初計画の搬出先に搬出土量全量を持ち込めなくなったため、新たな搬出先を追加するもの。		
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇		

4 会社の代表者や所在地等を変更した  
建設工事の名称を変更した。

処理計画書により土砂の搬出の届出をした者が、

- 1 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 建設工事の名称及び内容（建設工事の場合）

を変更したときは、知事に届け出なければなりません（条例第5条第2項）。

◎ 当該届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行います。

いつまで？

変更したとき、速やかに

## 処 理 計 画 変 更 届

〇〇年10月31日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿  
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△ 印

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第1項（第2項、第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川マンション新築工事		
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)		
処理計画書届出年月日		〇〇年10月5日	受理番号	〇〇土木第〇〇号
変 更 内 容	変 更 前	代表者の氏名 - 代表取締役 〇〇 〇〇		
	変 更 後	代表者の氏名 - 代表取締役 △△ △△		
変 更 理 由		<u>10月30日</u> をもって、代表取締役を交代したため		
連 絡 先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇			

5 当初の計画を変更して500m<sup>3</sup>以上の土砂を搬出する。

- ・ 建設工事に伴って発生する土砂の当該建設工事区域以外の区域への搬出（20日前まで）
- ・ 土砂埋立区域内の土砂を当該土砂埋立区域以外の区域に搬出（前月の20日まで）

それぞれの処理計画において、届出をなすべき日（括弧内）に搬出量が500m<sup>3</sup>未満であったが、その後に500m<sup>3</sup>以上の土砂を搬出する場合は、知事に届け出なければなりません（条例第5条第3項）。

◎ 当該届出は、処理計画補完書（第4号様式）により行います。

いつまで？

500m<sup>3</sup>以上の土砂の搬出をしようとする日の  
前日まで

※ 当該届出内容を変更する場合は、P21を参照してください。

## 処 理 計 画 補 完 書

〇〇年11月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿  
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇



神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 〇〇邸新築工事				
建設工事の 内 容	種 別	公共土木工事 公共建築工事 民間土木工事	民間建築工事			
	概 要	木造2階建 延床面積 500㎡				
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇5丁目20番				
搬出する土砂の数量		525 m <sup>3</sup> (うち、搬出済の土砂の数量 300 m <sup>3</sup> )				
土砂を搬出する期間		〇〇年11月1日 ~ 〇〇年11月25日				
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		〇〇町〇〇〇200番地 〇〇処分場	△△町△△50番地 △△採石場		
	土砂埋立を行う者を	氏名又は名称	有限会社 〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇	株式会社 △△産業 代表取締役 △△ △△		
		住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇100番地1号	△△町△△50番地		
		連絡先	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	電話 △△△△-△△-△△△△		
	搬出の別		搬出済	未搬出	搬出済	未搬出
	搬出先の区域が土砂埋立行為に法を要する場合		法令等の名称	〇〇町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	採石法	
	許可等の期		〇〇年〇〇月〇〇日	△△年△△月△△日		
許可等の番号		〇〇第〇〇号	△△土木第△△号			

(裏)

搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び	(3箇所目の搬出先)		(4箇所目の搬出先)			
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称	↓ (5箇所目以降は別紙に記載)				
		住所又は事務所の所在地					
		連絡先					
	搬出の別	搬出済	未搬出	搬出済	未搬出		
	搬出先が土砂埋立を行う区域について法令等の許可を要する場合	法令等の名称					
		許可等の時期	年	月	日	年	月
許可等の番号		第	号	第	号		
その他参考となる事項							
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 ○○○○—○○—○○○○ (内線) ○○○						

- 備考 1 搬出先が5箇所以上の場合、別紙に続けて記載してください。
- 2 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
- 3 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

## 6 処理計画補完書で届出た内容の変更

処理計画補完書（第4号様式）により土砂の搬出の届出をした者が、

- 1 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域
- 2 搬出する土砂の数量
- 3 土砂を搬出する期間
- 4 土砂の搬出先の位置及び区域
- 5 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 6 土砂の搬出先の区域が土砂埋立行為について、法令等の許可等を要する場合には、当該法令等の名称、許可等の年月日及び許可等の番号
- 7 氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名又は建設工事の名称及び内容（元請負人に限る）
- 8 その他知事が必要と認める事項

を変更するときは、知事に届け出なければなりません（条例第5条第1項）。

◎ 当該届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行います。

いつまで？

届出に係る土砂の搬出をしようとする日の  
前日まで

※【記載例】はP15、17を参照してください。

7 土砂の搬出を完了（又は廃止）した。  
搬出する土砂の量が500m<sup>3</sup>未満になった。

処理計画書により土砂の搬出の届出をした者が

- ・当該届出に係る土砂の搬出を完了したとき
- ・当該届出に係る土砂の搬出を廃止（500m<sup>3</sup>未満になった）したとき

は、知事に届け出なければなりません（条例第7条）。

◎ 当該届出は、処理結果（廃止）報告書（第5号様式）により  
行います。

いつまで？

完了（廃止）した日から起算して 20日以内

平成18年7月1日から「処理結果（廃止）報告」は、各土木事務所・治水事務所への書面での届出に加えて、「電子申請・届出システム」を利用して、自宅やオフィスなどのインターネットに接続されたパソコンから、いつでも所管の事務所あてに届出ができます。

神奈川県ホームページ「電子申請・届出」から電子届出ができます。

電子申請・届出メニューページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100169/>

電子申請・届出システムを利用して届出を行う場合は、申請者IDが必要となります。



処理結果（~~廃止~~）報告書

〇〇年12月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿  
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△



神奈川県土砂の適正処理に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川県マンション新築工事	
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)	
処理計画書届出年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	受理番号 〇〇土木第〇〇号
搬出した土砂の数量		2,500 m <sup>3</sup>	
土砂を搬出した期間		〇〇年11月1日 ~ 〇〇年12月5日	
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域	〇〇町〇〇〇150番	△△町〇〇80番地
	土砂埋立を行う者	氏名又は称	有限会社〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇
		住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇100番地1号
	土砂の搬出先の位置及び区域		〇〇市〇〇2丁目30番
土砂埋立を行う者	氏名又は称		
	住所又は事務所の所在地		
その他参考となる事項			
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇		

処理結果（廃止）報告書

〇〇年12月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿  
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△ 

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川県マンション新築工事	
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)	
処理計画書届出年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	受理番号 〇〇土木第〇〇号
搬出した土砂の数量		450 m <sup>3</sup>	
土砂を搬出した期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		
	土砂埋立を行う者	氏名又は称	
		住所又は事務所所在地	
	土砂の搬出先の位置及び区域		
土砂埋立を行う者	氏名又は称		
	住所又は事務所所在地		
その他参考となる事項		現場内処理により、搬出量が減となったため。	
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇		

## (参考) 汚染土壌に関する注意事項

近年、汚染土壌の搬出（届出の要否）についての問い合わせが多く寄せられています。この条例で搬出を規制する土砂に関しては、次の1「汚染土壌とは」で定める土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「生活環境保全条例」という。）の規制の対象外となるもの（要措置区域又は要届出区域に指定され、汚染土壌の搬出について届出等の規制がかかるもの以外）を指し、その場合は各土木・治水事務所（センター）へ処理計画書等の届出が必要となります。

一方、法や生活環境保全条例で規制される汚染土壌は、これらの法令に定められた方法に従い、適切に運搬、処理してください。土砂条例上の届出は不要です。なお、詳細は、関係法令を所管する部局（別表1参照）へ問い合わせてください。

※ 横浜市域及び川崎市域については、生活環境保全条例は適用されず、市条例が適用されます。

### 1 汚染土壌とは

法又は県生活環境保全条例に基づく調査又は任意に実施した調査の結果、土壌汚染対策法や県生活環境保全条例で定める特定有害物質（又はダイオキシン類）が基準に適合しない土壌をいいます。

### 2 対象となる物質

- ・法：溶出量基準26項目、含有量基準9項目（特定有害物質）
- ・県生活環境保全条例：特定有害物質のほか、ダイオキシン類

### 3 土壌に関する調査について

次に掲げる事項に該当する場合、土壌の汚染について調査し、都道府県知事等に対して、その結果を報告する必要があります。（法）

- ① 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ② 一定規模（3000㎡）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第4条）
- ③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第5条）

また、次に掲げる事項に該当する場合においても、土壌の汚染について調査し、県知事に届出又は報告する必要があります。（県生活環境保全条例）

#### ④ 廃止時調査

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときは、調査を実施し、県知事に届出を行ってください。

#### ⑤ 土地区画形質変更時調査

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン管理対象地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、県知事に届出を行ってください。

また、土地区画形質変更前に、土地区画形質の変更を行う区域全体及びそれに伴い状態が変化する区域の調査を実施し、県知事に報告する必要があります。

※ 上記の調査のほか、自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請することができます（法第14条）。

#### 4 区域の指定について

都道府県知事等は、上記3①～③の法に基づく土壌の汚染状況調査の報告を受けたとき、報告を受けた土地について、健康被害が生ずるおそれの有無に応じて要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。（法）

##### ① 要措置区域（法第6条）

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事等が指示、土地の形質変更の原則禁止（法第7条、第9条）

##### ② 形質変更時要届出区域（法第11条）

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

→土地の形質変更時に都道府県知事等に計画の届出が必要（法第12条）

#### 5 運搬について

法に基づく要措置区域や形質変更時要届出区域内の土壌を区域外へ搬出する者は、搬出に着手する14日前までに知事（一部の市においては市長）に届け出る必要があります。また、運搬基準に従って適正な運搬がなされていない場合又は汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合は、措置命令の対象になります。（法）

##### ■運搬基準

- ① 特定有害物質の飛散等の防止措置
- ② 汚染土壌を運搬している旨の表示
- ③ 混載等の禁止
- ④ 積替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定
- ⑤ 管理票に関する規定 等

汚染土壌を運搬する者は、以下の事項の実施に努めなければなりません。

（県生活環境保全条例）

- ① 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
- ③ 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を施設において処理する場合を除く。）

## 6 埋立てについて

汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行ってはいけません。ただし、次のような場合は、この限りではありません。(県生活環境保全条例)

- ① 土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設において行う場合又は県生活環境保全条例に基づく指定事業所(汚染土壌の処理の作業を行うものに限る。)の許可を受けた施設において処理に伴う一時的な堆積を行う場合
- ② 汚染土壌の運搬過程における積み替え作業に伴い、定められた基準に従って一時的な堆積を行う場合
- ③ その他、汚染土壌による公害が発生しないように適切な措置を講じたうえで行われる汚染土壌の処理のための埋立、盛土や土地への堆積

## 7 埋立てする土地の所有者等の責務

土地所有者等は、汚染土壌を使用した埋立て等を行わせるために所有、管理又は占有する土地を譲渡したり、使用させてはいけません。(県生活環境保全条例)

法及び県生活環境保全条例で定める特定有害物質等と基準値

物質名	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき150mg以下であること。
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1kgにつき50mg以下であること。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	——
鉛及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき150mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	土壌1kgにつき250mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき150mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	土壌1kgにつき15mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	——
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	——
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	——
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	——
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	——
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	——
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	——
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	——
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	——
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	——
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	——

1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	——
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	——
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	——
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	——
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	——
セレン及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 4,000mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	——
ダイオキシン類		1,000pg-TEQ/g 以下

■ 土壌の測定方法は次に掲げる方法による。

- ・ 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）
- ・ 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）
- ・ ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境省告示第 68 号）別表に掲げる方法

別表 1

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電 話
相模原市	相模原市 環境経済局 環境共生部環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区 中央2-11-15	042-769-8241 (直通)
横須賀市	横須賀市 環境政策部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町11番地	046-822-8329 (直通)
平塚市	平塚市 環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町9-1	0463-21-9764 (直通)
藤沢市	藤沢市 環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-50-3519 (直通)
小田原市	小田原市 環境部 環境保護課	〒250-8555 小田原市荻窪300番地	0465-33-1483 (直通)
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 環境部 環境保全課	〒250-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111 (代表)
厚木市	厚木市 環境農政部 生活環境課	〒243-8511 厚木市中町3-17-17	046-225-2752 (直通)
大和市	大和市 環境農政部 生活環境保全課	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1	046-260-5106 (直通)
鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	県横須賀三浦地域県政総合センター環 境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210 (代表)
海老名市、座間市、綾瀬市、愛 川町、清川村	県県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代表)
秦野市、伊勢原市、寒川町、大 磯町、二宮町	県湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711 (代表)
南足柄市、中井町、大井町、松 田町、山北町、開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	県県西地域県政総合センター環境部環 境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代表)
一般的事項	神奈川県 環境農政局 環境部大気水質課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-4123 (直通)

■ 横浜市・川崎市の問い合わせ先（法・市条例）

- ・横浜市域：横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 電話 045-671-2475（直通）
- ・川崎市域：川崎市環境局環境対策部水質環境課 電話 044-200-2534（直通）



# 神奈川県土砂の適正処理に関する条例における 汚染土壌の取扱いについて

汚染土壌に関しては、土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「法令」）で規制されており、その手続を必要とするものですが、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」）における汚染土壌の取扱いは、次のとおりとなっています。詳細は、各土木事務所等にご相談ください。

※ 「汚染土壌」とは、法令に基づく調査又は任意に実施した調査の結果、法令で定める特定有害物質又はダイオキシン類が基準に適合しない土壌をいいます。

## 《汚染土壌の搬出》

- 建設工事に伴って発生する土砂については、当該建設工事の区域外へ500 m<sup>3</sup>以上搬出する場合には、条例第4条第1項の規定に基づき処理計画（※）を作成して、知事（土木事務所長等）に届け出なければなりません。
- 汚染土壌についても、原則として、この処理計画の届出が必要となりますが、法令に基づき、次の手続がなされている場合で、指示措置による除去や搬出規制に係る事前届出がなされるものについては、条例の届出は不要です。

⇒ 法令に基づく一定規模（3,000 m<sup>3</sup>）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると県知事等が認め、要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定（公示）がなされた場合

⇒ 自主調査において土壤汚染が判明するなどして、土地所有者等が法令に基づき県知事等に要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を申請し、その指定（公示）がなされた場合

※ 処理計画は、土砂の搬出を開始する日から起算して20日前までの届出が必要です。汚染土壌の搬出で、判断しかねる場合は、法令の手続を示す書類をお持ちになるなどして土木事務所等にご相談ください。

## 《汚染土壌の搬入（埋立て等）》

- 条例では、土砂埋立行為を行う者は、第8条第3項の規定に基づき土砂埋立行為に適した土砂を用いるよう努めなければならないと規定しており、汚染土壌を使用しての埋立て等はできません。
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例でも、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行ってはならないと規定しています。

問い合わせ先 神奈川県土砂整備局事業管理部建設リサイクル課：045-285-3203

横須賀土木事務所：046-853-8800

厚木土木事務所津久井治水センター：042-784-1111

平塚土木事務所：0463-22-2711

県西土木事務所：0465-83-5111

藤沢土木事務所：0466-26-2111

県西土木事務所小田原土木センター：0465-34-4141

厚木土木事務所：046-223-1711

横浜川崎治水事務所：045-411-2500

厚木土木事務所東部センター：0467-79-2800

横浜川崎治水事務所川崎治水センター：044-932-7211

※ 相模原市、秦野市、伊勢原市及び南足柄市の区域では、土砂の搬入に関しては市条例が適用されます。

※ 横浜市域及び川崎市域には神奈川県生活環境の保全等に関する条例は適用されず、市条例が適用されます。



# 土砂の適正処理のために

## 土砂埋立行為の許可申請・ 実施等に当たり、関係法令の 遵守・手続の履行等を適正に 実施してください!!!

土砂埋立行為等を行うには、土砂条例以外にも、農地・森林・文化財・開発・建築などに関する様々な法令(関係法令)の規制が関係する場合があります。

関係法令においては、その遵守はもとより、許可・届出等の所要の手続を要するものがあり、これらの遵守・手続の履行等がない場合、関係法令による是正措置・罰則の適用を受けるのみならず、土砂条例による許可を受けた計画自体の見直し・変更許可・廃止等が必要となることとなりますので、十分ご注意ください。

### [主な関係法令]

規制の概要(根拠法令)	お問い合わせ先
市街化調整区域内の1ha以上の土地の区画形質の変更等 (神奈川県土地利用調整条例)	県土地水資源対策課
農地の転用等(農地法)	県地域県政総合センター農地課等 市町村農業委員会等
地域森林計画対象民有林における1ha超の土地の区域形質の変更等(森林法)	県地域県政総合センター森林保全課等
地域森林計画対象民有林で行う1ha以下の伐採(森林法)	市町村の農政関係担当課
汚染土壌の埋立て・3,000㎡以上の土地の形質変更 (土壌汚染対策法等)	県地域県政総合センター環境保全課等 市町村の環境担当課等
廃棄物の投棄・混在(廃棄物処理法)	県地域県政総合センター環境調整課等 政令市等廃棄物担当課
埋蔵文化財の取扱協議(文化財保護法)	市町村の埋蔵文化財関係担当課等

※ この他にも、例えば、開発・建築関係法令、緑の保全に関する市町村ごとに定める条例等の遵守・手続の履行が必要となる場合がありますので、土砂埋立行為の許可申請・実施に当たっては、その内容に応じ、関係機関へのお問い合わせ・相談等を確実にし、関係法令の遵守・手続の履行を適正に実施してください!!!

## 処理計画届出・許可申請時等の主な関係法令チェックリスト

**「搬出先」・「土砂埋立区域」が次のような場合は、必ず、関係法令の所要の手続等の確認・履行を行ってください!!!**

### □ 1ha以上の土地の区画形質の変更等の場合

⇒ 「神奈川県土地利用調整条例」による「協議」の確認が必要です!!!

### □ 「森林」を含む場合

⇒ 「森林法」による「届出等」の確認が必要です!!!

### □ 「農地」を含む場合

⇒ 「農地法」による「許可等」の確認が必要です!!!

### □ 「汚染土壌」を含む場合

⇒ 「土壌汚染対策法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の確認が必要です!!!

※ 土砂条例の許可地において、汚染土壌を用いた埋立てはできません。

### □ 3,000㎡以上であって、土地の形質変更がある場合

⇒ 「土壌汚染対策法」による「届出等」の確認が必要です!!!

### □ 「埋蔵文化財包蔵地」を含む場合

⇒ 「文化財保護法」による「届出等」の確認が必要です!!!

### □ 「廃棄物等他法令規制物」を含む土砂の場合

⇒ 土砂以外の物の取扱いは他法令規制に従った処理が必要です!!!

※ 土砂条例の許可地において、廃棄物が混在した土砂を用いた埋立てはできません。

### □ その他の規制は?

⇒ 他にも、搬出先・土砂埋立区域の市町村条例等による関係法令の規制等がある場合がありますので、関係者によく検討し、市町村等関係機関への確認・相談等行うことが必要です!!!

## 問い合わせ及び書類提出先

問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市
厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 Tel 042-784-1111	相模原市
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市
建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	〒231-0023 横浜市中区山下町32 神奈川県横浜合同庁舎3階 Tel 045-285-3203	条例全般についての問い合わせ

注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所（センター）へお問い合わせください。

秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000平方メートル以上の土砂埋立行為許可は市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。

建設リサイクル課ホームページ : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4331/>

発行元：県土整備局事業管理部建設リサイクル課